

その他(制度の履行の促進)

(論点と対応の方向性)

制度の履行担保の在り方

＜論点＞ ・制度の履行担保の在り方について、改善を目指すべき点は何か。

- ・ 建築基準法に基づき、吹付け石綿等を使用している既存建築物の所有者等に対し、増改築時等における除去等の対策を義務付けている。
- ・ 建築物等の解体等作業時の石綿飛散防止に関連するものとしては、安衛法石綿則に基づく作業員の石綿ばく露防止規制、石綿含有廃棄物の適正処理に関連しては、廃棄物処理法に基づく収集運搬・処分の規制等がある。

＜対応の方向性＞

【関連する諸制度と連携した石綿飛散防止対策の促進】

- 安衛法石綿則、建築物関係法令等の制度との連携を強化しつつ、大防法における石綿飛散防止対策に係る規制の履行の担保を図っていくべきではないか。

大防法と安衛法(石綿則)の連携(1)

<連携を検討していく内容の例>

○事前調査

- ・事前調査の方法の統一化、事前調査マニュアルの一本化
- ・事前調査の実施者の要件の統一化
- ・電子システムを通じた事前調査の結果の届出等での解体等工事現場の把握
- ・事前調査の結果の記録の保存、解体等工事の現場への備付け方法の統一化

○行政への届出内容

- ・電子システムを通じた事前調査の結果の届出等での解体等工事現場の把握【再掲】
- ・作業実施届の対象・内容

○作業基準の遵守

- ・作業計画の策定の義務付け
- ・作業基準の統一化、作業マニュアルの一本化
- ・作業等に係る記録の保存の方法の統一化

○行政の監視・指導

- ・都道府県等大防法担当部局と労働基準監督署との連携した対応

等

<対応の方向性>

【規制内容の統一化】

- 規制内容への理解の促進・法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、建築物等の解体等作業の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、また両方の法目的の違い等を踏まえつつ、現在検討中の規制強化を含め、可能な場合には規制内容を統一して、一体として解体等現場での遵守を求めていくべきではないか。
- 大防法、安衛法石綿則の一体的な遵守の観点からは、マニュアル類の一本化等を進めるべきではないか。

大防法と安衛法（石綿則）の連携（2）

- ・ 厚生労働省において、現場への立入りにより解体等の前に石綿の事前調査の実施状況を確認し、又は解体等作業中に事前調査結果に応じた石綿ばく露防止対策を実施しているか否かを確認することもできるよう、解体等の工事前に、工事に関する一定の情報を記載した簡易な届出（事前調査で把握した石綿含有建材の種類等）を提出することを受注者に求めることを検討している。
- ・ 当該簡易届出の対象としては、石綿含有建材の有無にかかわらず、これらの石綿含有の吹付け材や保温材等の除去等を伴うおそれのある解体・改修工事（床面積80㎡以上、請負代金1億円以上※検討中）とすることについて検討している。
- ・ 大防法においては、受注者に対して事前調査の実施義務や調査結果の発注者への説明及び掲示を義務付けている。また、発注者に対しては作業の実施の届出を義務付けている。

<対応の方向性>

【事前調査の結果の届出等】

- 建築物の解体等に伴い石綿が飛散するおそれのある解体等工事の現場について、行政が幅広く把握し、石綿の一般大気環境中への飛散を未然に防止する観点から、大防法においても、事前調査の結果の概要について、都道府県等担当部局に対して届出等（届出、報告等）の情報を提出させる制度を位置づけるべきではないか。
- 事前調査の実施義務や調査結果の掲示義務が受注者にあること、解体等工事の現場を把握するとの目的に照らし、非常に多数の届出等を迅速に受ける必要があること、また安衛法石綿則に基づく届出が受注者により行われることを勘案し、受注者による情報の提出を求める制度とするべきではないか。
- 大防法の法目的等に照らして、解体等工事現場の周辺住民に対して、リスクコミュニケーションの観点から事前調査結果についての解体等工事の期間中の掲示をより分かりやすく、徹底すべきではないか。

関係機関による解体等工事の現場の把握の促進

- ・ 大防法及び石綿則の下で、一定の規模等以上の建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果の概要について、石綿含有建材の有無にかかわらず電子届出をさせる仕組みが創設されれば、行政による解体等工事現場の把握・情報共有の仕組みとして、極めて有用なものとなる。
- ・ 大防法の規定に基づき、都道府県知事は、大防法の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求めることができると規定されている。この規定に基づき、都道府県知事は、建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止に関し、安衛法石綿則、建設リサイクル法等の関係法令に基づき保有されている情報の共有を、それぞれ関係行政機関に求めることが可能。

<対応の方向性>

【解体等工事の現場の把握】

- 建築物の解体等に伴い石綿が飛散するおそれのある解体等工事の現場について、行政が幅広く把握し、石綿の一般大気環境中への飛散を未然に防止する観点から、大防法においても、事前調査の結果の概要について、都道府県等担当部局に対して届出等（届出、報告等）の情報提出をさせる制度を位置づけるべきではないか。【再掲】
- 同時に、建設リサイクル法の下で得られている届出情報を始め、解体等工事の現場の把握について引き続き関係法令を所管する行政機関との情報共有を進めるとともに、建設リサイクル法による全国一斉パトロールでの連携等、現場への指導を含めた連携をしていくべきではないか。

作業の質の担保(事前調査者の育成・施工技術の確保など)

- ・ 建築物の通常使用状態における石綿含有建材の調査者や大防法や石綿則に基づき建築物の解体等作業の前に行われる石綿含有建材の使用状況の調査を行う者について、国土交通省、厚生労働省、環境省の三省が連携して育成していくための仕組みとして建築物石綿含有建材調査者講習登録制度ができた。
- ・ 厚生労働省において、木造戸建てに特化した内容の「石綿作業主任者などに対する講習制度」を設けることを検討している。
- ・ 建設業法において、解体業を行う者の資格、施工技術の確保、請負契約の適正化に関する制度がある。
また、解体工事業を営む許可を得るため解体工事業の技術者が受ける講習、監理技術者が5年に1度受講することを義務づけられている講習において、大防法、石綿則による石綿飛散防止対策が盛り込まれている。

<対応の方向性>

【事前調査者の育成】

- 事前調査者の育成について、十分な人数が確保できるよう、三省連携して引き続き取り組むべきではないか。

【除去業者の質の向上】

- 石綿除去工事がより適切に実施されるよう、環境省が関係各省と連携して取り組んでいくべきではないか。
- 都道府県等及び業界団体等と連携して、事業者に対する石綿の飛散防止対策の啓発に取り組んでいくべきではないか。

通常使用時における石綿使用状況の把握

- ・ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、環境省が策定する「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」において、都道府県等に対し、平常時からの建築物等における石綿使用状況の把握や、災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等の中で、あらかじめ計画を策定しておくことを求めている。
- ・ 国土交通省において吹き付け石綿等が使用されている建築物の把握を促進するため、アスベスト調査台帳の整備を進めている。

<対応の方向性>

【通常使用時における石綿使用状況の把握の促進】

- 災害時における大気中への石綿飛散防止の観点から、建築物所有者等に対して、通常使用時において建築物に使用されている石綿含有建材の把握に努めることや、アスベスト調査台帳等を通じた行政との情報共有等を行うよう、求めていくべきではないか。
- 災害時に備えた対応という観点も、発注者(所有者等)に対する啓発の観点として、盛り込んでいくべきではないか。

【地域防災計画、災害廃棄物処理計画等への位置づけの促進】

- 都道府県等に対しては、平常時からの建築物等における石綿使用状況に係る情報収集・整理や、災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等の中に位置づけていくよう、引き続き促していくべきではないか。

作業基準違反等への対応

- ・ 建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールとの連携や、建設リサイクル法に基づく届出情報の共有等により、解体等現場における行政の指導での連携を、引き続き推進していく。

<対応の方向性>

【現場指導での連携】

- 建設リサイクル法に基づく届出情報の共有等の取組や、建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールとの連携等、解体等現場への指導に係る関係行政機関間の連携については、大防法の遵守を徹底していく観点で有効であり、引き続き積極的に推進していくべきではないか。
- 大防法及び安衛法石綿則については、法目的に照らして妥当な範囲内での規制内容の統一化や、マニュアルの一本化等を更に進めつつ、また現場指導においては、作業基準違反等の不適正事案の多くが大防法違反であると同時に石綿則違反であると考えられることを踏まえ、情報交換等にとどまらず、不適正事案への対応を含め、行政都道府県等の大防法担当部局と労働基準監督署との連携をより一層深めていくべきでないか。

【元請業者以外の事業者による作業基準の遵守の監視】

- 作業基準の遵守に係る全体的な責任は引き続き施工者(元請業者)が負うこととしつつも、作業基準が適用される作業について、現場で実際に作業に当たる事業者が多岐にわたることを踏まえ、作業基準遵守義務を元請業者以外の事業者にも適用できるようにする等により、作業基準遵守の徹底を図るべきではないか。

作業基準違反等への対応(罰則規定について)

- ・ 発注者による特定粉じん排出等作業届出がない場合に、発注者自身に落ち度があるのか、事前調査結果を発注者に説明する受注者に落ち度があるのか、判断しづらい。これにより、届出義務違反に対して発注者の責任を問うことが難しい場合がある。
- ・ 作業基準違反に関しては、特定粉じん排出等作業が比較的長期間行われる場合や、同一の事業者が作業基準違反を繰り返す場合には、作業基準適合命令等の活用によって将来の作業基準違反が未然に防止されうる等、一定の抑止効果が期待できる。
- ・ 一方、特定粉じん排出等作業が短期間で終了する場合、行政が作業基準違反を把握する前に作業が終了又は大方終了していることもあり、作業基準適合命令等の発出の時機が得られない場合がある。また、例えば改造補修工事の場合等、石綿含有建材の除去等工事に携わる機会の少ない事業者による作業基準違反も想定される。

<対応の方向性>

【罰則規定について】

- 大防法における事前調査について、調査の方法の法定化や、調査結果に係る記録の保存の義務付け等により、事前調査の実施に関する受注者の責任範囲を明確化することで、仮に発注者による特定粉じん排出等作業届出が適切になされていない場合の、発注者と受注者との間の責任の所在を明確化できるようにするべきではないか。また、事前調査について受注者が適切に義務を果たさなかった場合に受注者に罰則を適用すべきか。
- 大防法における作業基準違反について、違反事業者の実態を踏まえ、作業基準適合命令等のより積極的な活用によって違反の未然防止に取り組むと同時に、安衛法石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直罰規定の創設も検討するべきではないか。

普及・啓発の取組

＜論点＞ ・発注者、施工者等に対する更なる普及啓発をいかに進めるべきか。

- ・ 建築物等の解体等作業に伴う石綿対策関係者が多岐に渡るため、それぞれの役割に応じた適切な普及・啓発に係る取組が必要。
- ・ 建築物の新築から解体までのライフサイクルを踏まえると、災害時における石綿飛散防止対策のためには建築物等の所有者が平常時から石綿の使用の有無等を把握することが望ましい。またこれら情報の把握は、改修・解体工事の適正な費用負担に資する。

＜対応の方向性＞

【解体等工事の施工者（受注者等）への普及啓発】

- 環境省において都道府県等担当及び事業者に対する講習・説明会を開催すると共に、関係省庁における建築物の建築・解体に係る講習、説明会及び関係法令における手続きなどの機会を捉え、連携して普及・啓発に努めるべきではないか。
- 建築物の建築、解体に係る業界団体と連携し、各々の団体に所属する事業者に対する講習会等の機会を捉え、普及・啓発に努めるべきではないか。

【建築物等の所有者（発注者）への普及啓発】

- 建築物等の所有者に対し、国土交通省、厚生労働省と連携して、分かりやすいリーフレット等を作成し、石綿の除去・飛散防止対策の必要性を周知するとともに、及び平常時から石綿の有無等を把握することを促すべきではないか。